

横須賀市立夏島小学校

「学校いじめ防止基本方針」

令和3年4月1日策定

令和5年4月更新

いじめを許さない夏島小学校

1. いじめ防止等に向けた基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、すべての児童が安全・安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に一人一人が楽しく取り組むことができるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を確立して、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、法第2条に定められているように、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛をかかっているもの。（インターネットを通じて行われるものも含む）」とする。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題である。
- いじめは絶対に許されない行為である。
- いじめられる子どもの立場で考える。×いじめられる側にも問題がある。
- 根気強く継続的な対応を心がける。→心の傷は周囲が考えているよりはるかに深い。

2. いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止委員会」を設置します。

児童指導委員会		
児童指導	いじめ防止	支援教育
	<p><学校いじめ防止委員会> 〔構成員〕 児童指導担当 支援教育コーディネーター 養護教諭 児童指導委員</p> <hr/> <p>校長 教頭 ふれあい相談員 スクールカウンセラー</p>	

○会議の開催形態

①「学校いじめ防止委員会（児童指導委員会内）」

児童の問題行動等に関する情報の共有、いじめの防止等に関する取り組み方針の企画立案などの会議を行う。いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する。原則として、月1回開催する。

②「学校いじめ防止委員会全体会」

必要に応じて外部関係機関を含めて校内全体で行う。いじめ防止等の取り組みの検討、検証等を行う。

○年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取り組み、早期対応の取り組み、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などを年間計画に組み入れていく。（※年間の指導計画一別紙参照）

<いじめの行為の認識>

いじめは、被害者がいじめられたと感じたときに成立する。いじめを訴えてきた児童には、受容的共感的な態度で接する。

3. いじめの未然防止の視点

- ◆学級活動や道徳の時間を計画的に用い、人を思いやる意識・人権的意識を高める授業を行う。
- ◆いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察する。
- ◆日頃から教職員と児童生徒の好ましい人間関係の構築に努める。
- ◆児童・保護者を対象とした情報モラル教育の推進（SNSトラブルへ未然防止①）
- ◆計画的な講習会の実施・保護者への働きかけ 課題把握のためのアンケート実施
(SNSトラブルへ未然防止②)

4. いじめの早期発見のチェックポイントの視点

- 教室の中が乱雑である。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- 授業中、教師に気付かれないように消しゴム投げや口笛、手紙回しなどを行っている。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。特定の子の気分でクラスの雰囲気が変わる。
- 自分たちのグループだけまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 机が曲がっていたり、いすや机が壊されたり、所持品や机などに落書きされたりする。
- 班にすると机と机の間にすき間がある。
- 特定の子が配る給食を受け取らないことがある。
- 掃除当番で、机の移動の時、特定の列がいつも残る。
- 正しい答えを言ってもヤジがとんだり、小さなミスが非難されたりする。
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 用事がないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。

いじめ対応のポイント

- ☆いじめが疑われるときには、いかなる時でも最優先して指導にあたる。
- ☆ひとりで悩まず、周囲と連携して指導にあたる。
- ☆児童のいじめの事実を知った場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ☆保護者と連絡をとるときは、電話だけで済まそうとしない。
→学校の指導に手落ちがあるときは家庭訪問が望ましい。

5. いじめから児童を守る具体的な手立て

夏島小では、いじめを「させない」「ゆるさない」「見逃さない」を大切にする。

場 面	気になる言動	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・登校時 ・授業中 ・休み時間 ・清掃時間 ・放課後の校庭 など 	<p>※「いじめ早期発見のチェックポイント」を参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の子に対して手をだすなど行きすぎたふざけ ・ひそひそと目配せ ・手紙を回す ・机を離す ・給食を受け取らない ・ペアやグループになる時間がかかる <p>※アンケート（6・12月）</p> <p>※調査・質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆しょんぼりしている ◆泣いている ◆急におとなしくなる 	<p>※その場で注意→担任に報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別室で注意 ・個別指導 ・グループ指導 <p>正確な事実確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係児童、周りの児童から聞き取り、記録する（5W1H） ・個々に聞き取りを行う。複数の教員で聞き取りを行う。（聞き取り・メモ） <ul style="list-style-type: none"> ◆別室でじっくり、しっかり話を聞く。 ◆心のケアを最優先する。 <p>子どもを守り安心させる。</p>

子どもや保護者からいじめの相談が合った場合	担任（学年）は、双方の話を聞き全体像を捉え管理職・児童指導支援委員会に報告
-----------------------	---------------------------------------

<p>保護者と連携し、子どもの保護を最優先する</p> <p>周囲の者が何としてでも守るという姿勢で臨む事が大切です。この点を保護者と確認し、綿密な連携を取り合うことを約束します。</p> <p>子どもたちが安心して楽しい学校生活をおくることができるよう、全職員で子どもたちを見守ります。</p> <p>「目をかける」「声をかける」「手間をかける」</p> <p>「ダメなものはダメ」と凍とした姿勢で臨み、「いいことはいい」とほめて、子どもたちがよりよい人間に育つように指導していきます。</p>	<p style="text-align: center;">いじめ解決に向けて取り組む</p> <p>◇いじめは絶対に許さないという厳正な姿勢を持って指導にあたる。</p> <p>指導手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童への指導 ・グループ指導 ・全体指導（学級・学年・全体） <p>指導体制・方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導のねらい（ゴール）を明確にする。 ・全教職員の情報共有・共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割を分担する。 ・教育委員会・関係機関と連携を図る。 <p>保護者への連絡・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接会って話す。 ・学校の対応策を説明し、保護者了解を得る。 ・今後の学校との連携方法を話し合う。 ・こまめに連絡を取り合う。 <p>事後の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式的な解決にならないよう継続的に指導支援を行う。 ・加害児童・被害児童ともにカウンセラーの活用も含め継続した心のケアにあたる。
---	---

6. いじめへの対応

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- イ いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせる。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴し、些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ケ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」に則って行う。
- キ 携帯電話等でのメールやインターネットを介した、いじめやトラブル、犯罪被害の防止に努める。
- ク 携帯教室を実施して、SNSを通してのいじめの未然防止を行う。対象は中～高学年を基本とし、年度ごと決定する。保護者にも参加を促し、理解を深めてもらう。
- コ インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとる。

【SNSトラブルへの対応の流れ】

- ・学校で対応すべき事案か、関係機関への相談を促す事案か判断 学校法律相談所を活用
- ・違法性のある事案、性に関する事案、学校外の人物との事案は関係機関と連携
- ① 事実確認（当事者、関係児童）内容・画像確認、保存削除等は保護者に協力を依頼
- ② 被害者側の児童、保護者の意向の確認
- ③ ①②をふまえて、加害者の児童・保護者への指導

7. 重大事態への対応

○重大事態が発生した場合

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供する。

<重大事態の定義>

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。

夏島小学校「いじめ防止対策」のための年間指導計画（令和5年度）

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・いじめ防止対策に関わる共通理解 ・児童の情報交換	○学級開き ・人間関係づくり ○代表委員会 ○たてわり遠足	○授業参観 学年学級懇談会 ○学区点検（家庭訪問）
5 月	○校内いじめ防止対策委員会 （児童指導委員会内）	○代表委員会 ○児童集会	○PTA総会 ・いじめ防止対策についての説明・啓発
6 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換 ○児童指導支援全体会 ○いじめアンケート（なんでも相談シート）実施	○いじめ防止企画	○授業参観
7 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換 ・アンケート振り返り		○個人面談 ・保護者との情報交換
8 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換		
9 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換 ○児童指導全体会		
10 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換	○代表委員会	○授業参観・懇談会 ・保護者との情報交換
11 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換 ○いじめアンケート（なんでも相談シート）実施	○キッズフェスティバル ・たてわり全校集会	
12 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換		○個人面談 ・保護者との情報交換
1 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換	○児童集会	○授業参観
2 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換 ○児童指導全体会	◎学校生活アンケート実施 ○代表委員会	○入学説明会 ・いじめ防止対策についての説明・啓発
3 月	○校内いじめ防止対策委員会（児童指導委員会内） ・児童の情報交換 ・次年度申し送り		○学級懇談会